




## 感染症の影響で収入が減った場合の保険料の減免制度

問 国民健康保険＝医療保険課（市役所1階9番窓口）☎32-2071、後期高齢者医療制度＝医療保険課（市役所1階8番窓口）☎32-2073、介護保険＝高齢介護課（市役所1階11番窓口）☎32-2070

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の収入が前年より一定程度減少した場合など、保険料が減免になることがあります。減免には申請が必要です。申請期限は3月31日(水)必着です。早めにご相談ください。詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料	介護保険料
<b>対象</b>  国民健康保険  後期高齢者医療  介護保険	次のいずれかに該当する世帯 ①感染症が原因で、世帯主など(*1)が死亡、または重篤な傷病を負った ②感染症の影響で、世帯主など(*1)の令和2年中の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和元年に比べ10分の3以上減少し(*2)、所得が次のすべてに該当する ●令和元年の所得の合計額が1,000万円以下 ●減少した事業収入などの所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下	次のいずれかに該当する人 ①感染症が原因で、第1号被保険者(65歳以上の人)が属する世帯の世帯主など(*1)が死亡、または重篤な傷病を負った ②感染症の影響で、第1号被保険者(65歳以上の人)が属する世帯の世帯主など(*1)の令和2年中の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和元年に比べ10分の3以上減少し(*2)、所得が次に該当する ●減少した事業収入などの所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下
<b>必要書類など</b>	①減免申請書、医師の診断書、印鑑など ②減免申請書、収入申告書、令和元年分確定申告書の写し、収入が減少したことを確認できるもの(事業収入が分かる帳簿、給与明細など)、印鑑など	

\*1 世帯の主な生計維持者

\*2 減少する額から保険金、損害賠償金などで補填される額を除いた額が対象となります

## お忘れなく軽自動車税(種別割)の申告と変更手続き

問 税制課 ☎32-2017

軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者に課税されます

軽自動車を所有している人が、市外に引っ越すときや、車両を他人に譲渡するまたは廃車するときは、3月31日(水)までに手続きしてください。

引っ越しの届け出をただけでは、軽自動車税(種別割)の登録は変更されません。また、廃車や名義変更などの手続きをしない場合、登録上の所有者に引き続き課税されるので、ご注意ください。

乗用型のトラクター・コンバイン・田植え機も課税対象になります

乗用可能な農耕車両は、道路を走行しない場合でも、ナンバープレートの登録手続きが必要です。

「新たに購入した」「譲り受けた」「廃棄または譲り渡した」などの場合は、3月31日(水)までに手続きを行ってください。

車種	窓口	電話番号
原動機付自転車(125cc以下)、農耕車などの小型特殊自動車	税制課(市役所2階2番窓口)、各支所・出張所	☎32-2017(税制課)
軽二輪車、二輪小型自動車	中国運輸局岡山運輸支局(岡山市)	☎050-5540-2072
軽自動車	軽自動車検査協会岡山事務所(岡山市)	☎050-3816-3084

広報津山2月号の内容は、12月23日現在の情報です。状況により内容が変わる場合があります。新型コロナウイルス感染症の情報は、市ホームページに掲載しています。情報は随時更新しているので、ご覧ください。



## 元気なからだ&こころで感染症を予防しよう!

基本の感染症対策と健康づくりで、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどを予防しましょう。

**基本の感染症対策**

- 手洗い
- マスクの着用
- 人との距離
- 換気と保湿

**体と心の健康づくり**

- バランスのよい食事
- 運動
- 睡眠
- 心の充実

厚生労働省ホームページ  
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

**こころの耳**

仕事や生活に不安やストレスを抱えている人へのアドバイスや相談窓口などを紹介しています



「新型コロナウイルス感染症」についての相談は  
津山市新型コロナウイルス感染症対策本部  
総合相談窓口

- ☎32-2062(平日午前9時～午後5時)
- 厚生労働省電話相談窓口(午前9時～午後9時)  
☎0120-565653(フリーダイヤル)  
FAX 03-3595-2756
- 岡山県新型コロナウイルス感染症電話相談窓口  
☎086-226-7877(24時間)  
FAX 086-225-7283(平日午前9時～午後5時)

発熱や風邪のときは、かかりつけ医または身近な医療機関に電話で相談しましょう

- ※どこに相談すればよいか分からないときは、新型コロナウイルス受診相談センターに電話、または県ホームページで診療・検査医療機関を検索してください
- 平日午前9時～午後5時  
美作保健所 ☎23-0163、FAX 23-6129
- 土曜日・日曜日・祝日午前8時～午後6時  
担当医療機関に転送 ☎086-226-7925

## 感染症の療養で仕事を休んだ人に傷病手当金を支給します

問 医療保険課国民健康保険係(市役所1階9番窓口)☎32-2071、高齢者医療係(市役所1階8番窓口)☎32-2073

条件など、詳しくはお問い合わせください。

対象 次のすべてに当てはまる人

- 雇用主から給与などの支払いを受けている国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者
- 新型コロナウイルス感染症に感染する、または発熱などの症状があって感染が疑われたため仕事を休み、休んだ期間の給与などの支払いを受けることができない

支給対象期間 令和2年1月1日～令和3年3月31日の間で、療養のため仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日から仕事を休んだ期間のうち、勤務を予定していた日(入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)

支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額}}{\text{勤務日数}} \times \frac{3}{2} \times \text{支給対象期間}$$

## 高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成

問 健康増進課 ☎32-2069、各支所・出張所

対象 ①令和2年4月2日～令和3年4月1日に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人で、市が実施する定期接種と任意の助成を受けていない人②60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害がある人

接種費用 5,300円(助成後の自己負担額)

接種回数 1回

助成期間 3月31日(水)まで

※住民税非課税世帯の人と生活保護を受給している人は減免制度があります。接種前に申請が必要です

